

スミレ薬局 EST

介護保険指定居宅療養管理指導[介護予防居宅療養管理指導]事業運営規程

(事業の目的)

第1条 通院困難である要介護または要支援状態にある利用者に対して、療養生活の質の向上を図る為に、適正な居宅療養管理指導を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条

1. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った居宅療養管理指導に努める。
2. 利用者の病状、心身の状況、置かれている環境を的確に把握し、適切な居宅療養管理指導に努める。
3. 指導にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者及び家族等の介護者に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいような指導及び説明に努める。
4. 地域との結び付きを重視し、市町村や他の居宅サービス事業者や、その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

(指定居宅療養管理指導の種類)

第3条 当事業者の行う業務は、薬剤師の行う居宅療養管理指導とする。

(居宅療養管理指導の内容)

第4条

医師及び歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき、利用者の居宅を訪問し、薬剤師による継続的な薬学的管理指導を行うとともに、記録を作成し処方医等に報告する他、次の業務を行う。

- ・ 利用者の状態および状況に合わせた調剤、薬剤等の居宅への配送、薬剤服用歴の管理
- ・ 居宅における薬剤の使用・保管・管理に関する助言指導
- ・ 薬剤の重複投与・相互作用回避に関するチェック
- ・ 副作用の早期発見・未然防止に関する処置
- ・ ADL、QOL 等に及ぼす薬剤の影響のチェック
- ・ 服薬状況の確認、残薬および過不足薬のチェックと指導
- ・ 薬剤の使用に関する問題点の医師への報告と助言
- ・ 住環境の衛生に関する助言指導
- ・ 在宅医療機器・用具・材料等の供給、在宅介護用品・福祉機器等の供給・相談
- ・ 薬剤や医療材料等の廃棄処理に関する相談・指導
- ・ その他、利用者の療養生活の質の向上を図るために必要な事項

(従業者の職種・員数及び職務の内容)

第5条 前条に規定するサービスを行うために、次の従業者を置く。

有限会社スミレ薬局 管理薬剤師：財部 仁誌

薬剤師：岡田 英之 薬剤師：神宮 令子

(営業日及び営業時間)

第6条

1. 原則として、営業日及び営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。
2. 通常、「月・火・水・金 9:00~19:00」「木・土 9:00~18:00」
ただし、国民の祝祭日および年末年始（12月30日~1月3日）を除く。

(利用料)

第7条 利用料は介護報酬の告示上の額とする。（麻薬使用の場合は別途100円を加算）

利用者負担額	単一建物居住者が1人の場合	1回518円
	単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	1回379円
	単一建物居住者が10人以上場合	1回342円
	情報通信機器を用いた服薬指導	1回46円

(※1割負担の場合)

第8条 居宅療養管理指導を実施している場合、下記業務に伴う指導料を算定する場合がある。

1. 医療用麻薬持続注射療法加算 250円
2. 在宅中心静脈栄養療法加算 150円
3. 訪問薬剤管理医師同時指導料 150円（6カ月に1回）
4. 複数名薬剤管理指導料 300円

(※1割負担の場合。3, 4は医療保険に係る算定、単一建物居住者が1人の場合に限る)

(その他運営に関する重要事項)

第9条 利用者のプライバシーを尊重し、業務上知り得た利用者またはその家族に関する秘密を保持する。なお、サービス担当者会議等で利用者に直接係る関係者に対して、療養上特に必要な情報を提供しなければならない場合は、予め利用者または家族の同意を得ておくものとする。

※本規程は令和8年6月1日より施行する